河内町新行政改革大綱



平成27年3月 茨城県 河内町

はじめに

本町では、これまで社会経済情勢の変化や多様化する町民のニーズに対応し、質の高いサービスを最小の経費で提供することを目的に平成8年6月に「河内町行政改革大綱」を策定して以来、平成17年11月に「第2次河内町行政改革大綱」、そして平成22年3月に「第3次河内町行政改革大綱」を策定し、組織改革、事務事業の見直し、職員の意識改革の徹底などさまざまな取り組みをおこなってきました。

しかしながら、地方行政における財源確保がますます厳しくなることが予測される中、これまで以上に簡潔で効率的な行財政運営が必要となります。さらに、地方分権がより推進され地方自治体の責任はますますおもくなることから、今まで以上に町民の皆様と協力・連携し協働による「まちづくり」を進めていかなければなりません。

こうした状況の中、本町の新たな成長・発展を図っていくことがもとめられていることから、自立した地方自治体としての権限と責任に見合った取り組みを一層推進するとともに、持続可能な財政構造の確立に向けて、更なる改革に取り組んでいかなければなりません。

このようなことから、新しいまちづくりを果たすために、これまで取り組んできた行政改革の継続と新たな課題及び重点的に取り組んでいきたい事項に対応していくために、平成27年度から推進する「河内町新行政改革大綱」を策定しました。

行政改革の推進にあたって

○町民の理解と協力

本町の行政改革については、行政改革大綱(第1次、第2次、第3次)を策定し、 その推進を図ってきました。今後も、厳しい財政状況が続き、社会情勢が激変する 中、行政運営もその変化に柔軟に対応しなければならないことから、引き続き行政 改革大綱を策定しなければなりません。

更なる行政改革を実現するため職員の意識改革の徹底はもとより、町議会をはじめ町民の理解と協力が何よりも重要であることからも新行政改革大綱の趣旨をわかりやすく適切に公表していくとともに、進捗状況についても積極的に公表します。

○茨城県及び近隣市町村等との連携・協力

地方分権の進展にともない、茨城県及び市町村等の担うべき役割はますます拡大することから、対応できる組織づくりと職員の育成が重要です。

このことから、広域的な視点での行政運営能力を養い行財政基盤の充実・強化を図るほか、茨城県及び近隣市町村等との相互の連携・協力を目指します。

○推進について

新行政改革大綱は、これまでの行政改革大綱での推進事項を継承しつつ、平成 27年度から期間は定めずに推進します。ただし、社会情勢の変化等に応じて随時 見直しを図るものとします。

○成果の公表について

河内町新行政改革に掲げる推進事項の取り組みの経過や成果については、町の広報紙やホームページ等を通じて公表します。

基本方針及び推進事項

少子高齢化の進行、深刻化する環境問題など変動する社会状況のなかで、地方行政が果たすべき役割のため、自立可能な行財政基盤の確立に向けて行政運営全般にわたる改革を引き続き推進していかなければなりません。そのために「自立的、持続的な財政基盤の確立」と「時代に即応した組織体制と人材の育成」を基本方針として取り組んでいきます。

新行政改革大綱では、これまでの行政改革大綱での推進事項を継承しつつ、今後 特に重点的に推進する事項を掲げました。

【基本方針①】自立的、持続的な財政基盤の確立

これまでの実績や前例にとらわれるのではなく、地方行政を取り巻く諸情勢の変化や地方自治体として果たすべき役割を踏まえながら、各施策や事業の必要性や効果などを基に見直しを図り、人件費についても定員管理の適正化や手当等の見直しによる効率的な歳出に取り組みます。

また、自主的・自立的な行政運営の確保に向け経常的な歳入の確保が図られるよう使用料・手数料の見直しを行うほか、税収等における収納率向上に向けた対策の一層の強化を図り限られた財源を効果的に配分できるよう努め、財政状況についても引き続き広報紙・ホームページなどで公表していきます。

【重点的推進事項】

(1) 補助金の整理合理化

行政効果などを勘案し効果がないもの、または繰越額を多く出している団体に対するものなどは、減額または廃止などを踏まえた見直しを検討します。

(2) 税金等の徴収率向上

税金等の納付意識の啓発に努め、納付への早期対応、滞納者の重点整理、 滞納処分の強化に努め、徴収率の向上を図ります。

- (3)業務委託等の見直し
 - 1 委託契約業務の効率化

各施設設備の保守管理委託等の契約業務を一本化し、事務の効率化と見積 もり比較及び入札により委託経費の削減を図ります。

2 民間企業等への委託推進

質の高い行政サービスの提供と行政経費削減を目指すため、更なる民間企業等の活力導入の可能性を検討します。

3 0A機器、電算システム使用料・賃借料の見直し

0A 機器及び電算システムについてはその機能の必要性を再検討し、使用料・賃借料についてはその導入時における見積もり比較及び入札による使用料・賃借料の徹底した抑制並びに長期継続使用している OA 機器及び電算システムの使用料・賃借料の見直しを行い削減を図ります。

【基本方針②】時代に即応した組織体制と人材の育成

社会環境の変化及び時代のニーズに迅速に対応していくため、随時、組織・機構の見直しを行うとともに、事務事業の改善及び付属する組織・機関等についても整理合理化を行い、より簡素で効率的な組織づくりを推進していきます。

また、定員適正化についても引き続き取り組むとともに、地方分権を踏まえた職員の資質の向上と意識改革を図るため職員研修を推進します。

【重点的推進事項】

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

事務事業の実施に当たっては、限られた経営資源に留意し、社会情勢等の変化、行政関与の妥当性、行政効果等の観点から、常に検討と見直しが必要です。このため、事務事業の再編・整理、廃止・統合を図り、効率的・効果的な行政運営を目指します。

(2) 定員適正化の推進

1 定員適正化

少子高齢化の急速な進展、高度情報化社会の到来、地球規模での環境問題の深刻化、地方分権に伴う事務の移譲、公共施設等の老朽化、町民ニーズの多様化等の様々な行政課題に対応すべく、機構改革による効率的・機能的な業務体制の確立、委託可能な事業の民間委託等を推進するとともに、令和5年度に導入予定である定年延長制度を踏まえ職員の年齢構成や役職構成を鑑み、限られた人材と財源を最大限に有効活用し、定員の適正化に努めていきます。

2 任期付職員及び会計年度任用職員の効果的な任用

職員配置の適正化を推進するとともに、専門的知識、経験を備えた任期付職員の任用また正規職員の補助的職務をする会計年度任用職員の効果的な任用等異なる雇用形態の職員の活用をすることで、住民サービス提供体制の充実並びに事務の効率化を図ります。

(3) 職員の能力開発の推進

職務に必要な知識・能力を発揮できる職員を育成し、また積極的に習得したい職員の意欲に応え、階層別や専門ごとの職場内外での研修を推進します。

附則

1 令和4年3月1日一部改正